

# 燕市地域防災計画【原子力災害対策編】修正のポイント

○ これまでの新潟県地域防災計画【原子力災害対策編】の修正等を踏まえ、所要の修正を行う。

## 1. 新潟県地域防災計画【原子力災害対策編】との整合による修正

[主な内容]

### (1) 新型コロナウイルス等感染症への対応を踏まえた修正

(新潟県地域防災計画の修正等)

(ア) 新型コロナウイルスのような感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策を十分考慮した上で避難や屋内退避等の防護措置を行う。

(イ) 市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

(燕市地域防災計画の修正)

#### 感染症流行下での防護措置

市は、新型コロナウイルスのような感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策を十分考慮した上で避難や屋内退避等の防護措置を行う。

(第3章第5節 屋内退避・避難等の防護措置)

#### 避難所等の整備及び確保への協力

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を含めて検討するよう努める。

市は、新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平常時から県と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。

(第2章第12節 屋内退避・避難実施体制整備計画)

#### 避難所における感染症対策の実施

市は、避難所において感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

(第3章第5節 屋内退避・避難等の防護措置)



## (2) 避難勧告・避難指示の一本化を踏まえた修正

(ア) 避難勧告・避難指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



以下のとおり文言を修正。

現行	修正後
避難を勧告又は指示した区域	避難を指示した区域

(第3章第6節 治安の確保)

## (3) 民間事業者との連携

(ア) 県及び市町村は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。



### 食料等の調達供給体制の整備における民間事業者との連携

市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

(第2章第5節 災害応急体制整備計画)

## 2. その他の修正

### (1) 組織改編による修正

(ア) 燕・弥彦総合事務組合を含めた市の組織改編との整合を図るための見直し。



組織改編に伴い、災害対策本部の体制や各部及び燕・弥彦総合事務組合における災害対応の体制・職務の修正を行った。

(第3章第1節 災害対策本部等の組織・運営)

### (2) 記載の適正化等による修正

(ア) 現在の市の施策・計画等との整合や上記までの修正に基づき記載の適正化を図るための見直し。



現在の市の施策・計画等との整合を図るための修正を行うとともに、上記までの修正に基づき、項・号の番号の修正や、用語などの記載の適正化を行った。

(原子力災害対策編全体)